

議案第2号

鳥取県立学校管理規則の一部改正について

鳥取県立学校管理規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

平成29年12月27日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

◇鳥取県立学校管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

西部地区における病弱教育の充実を図るため、皆生養護学校小学部及び中学部に病弱部門を加えるとともに、皆生養護学校皆浜分校を開設し、病弱部門の小学部及び中学部を設置する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 事務長等の職務規定を改める。
- (2) 皆生養護学校小学部及び中学部の対象とする障がい種別に病弱を加える。
- (3) 皆生養護学校皆浜分校を開設し、病弱部門の小学部及び中学部を設置する。
- (4) 施行期日は、公布日とする(1)に関する事項を除き、平成30年4月1日とする。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後						改正前																																																																												
(事務長等) 第32条 略 2 略 3 事務長は、校長の監督を受けて、 <u>事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。</u> 4 事務次長は、事務長を助け、上司の命を受けて、 <u>担当の事務をつかさどる。</u> 5 主事は、上司の命を受け、 <u>担当の事務をつかさどる。</u> 6 略 別表（第3条関係） 1 略 2 特別支援学校						(事務長等) 第32条 略 2 略 3 事務長は、校長の監督を受けて、 <u>事務を総轄し、校長を補佐する。</u> 4 事務次長は、事務長を助け、上司の命を受けて、 <u>担当の事務に従事する。</u> 5 主事は、上司の命を受け、 <u>担当の事務に従事する。</u> 6 略 別表（第3条関係） 1 略 2 特別支援学校																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>障がい種別</th> <th>部科名及び学科名</th> <th>修業年限</th> <th>収容定員</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">皆生養護学校</td> <td rowspan="2">肢体不自由</td> <td>幼稚園</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3">米子市上福原七丁目13の4</td> </tr> <tr> <td>小学部</td> <td>6年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学部</td> <td>3年</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">皆生養護学校 皆浜分校</td> <td rowspan="2">病弱</td> <td>小学部</td> <td>6年</td> <td></td> <td rowspan="2">米子市車尾四丁目17の9</td> </tr> <tr> <td>中学部</td> <td>3年</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> </tbody> </table>						名称	障がい種別	部科名及び学科名	修業年限	収容定員	所在地	略						皆生養護学校	肢体不自由	幼稚園			米子市上福原七丁目13の4	小学部	6年		中学部	3年		皆生養護学校 皆浜分校	病弱	小学部	6年		米子市車尾四丁目17の9	中学部	3年		略						<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>障がい種別</th> <th>部科名及び学科名</th> <th>修業年限</th> <th>収容定員</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">皆生養護学校</td> <td rowspan="2">肢体不自由</td> <td>小学部</td> <td>6年</td> <td></td> <td rowspan="3">米子市上福原七丁目13の4</td> </tr> <tr> <td>中学部</td> <td>3年</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">肢体不自由・病弱</td> <td>高等部 普通科</td> <td>3年</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> </tbody> </table>						名称	障がい種別	部科名及び学科名	修業年限	収容定員	所在地	略						皆生養護学校	肢体不自由	小学部	6年		米子市上福原七丁目13の4	中学部	3年		肢体不自由・病弱	高等部 普通科	3年			略					
名称	障がい種別	部科名及び学科名	修業年限	収容定員	所在地																																																																													
略																																																																																		
皆生養護学校	肢体不自由	幼稚園			米子市上福原七丁目13の4																																																																													
		小学部	6年																																																																															
	中学部	3年																																																																																
皆生養護学校 皆浜分校	病弱	小学部	6年		米子市車尾四丁目17の9																																																																													
		中学部	3年																																																																															
略																																																																																		
名称	障がい種別	部科名及び学科名	修業年限	収容定員	所在地																																																																													
略																																																																																		
皆生養護学校	肢体不自由	小学部	6年		米子市上福原七丁目13の4																																																																													
		中学部	3年																																																																															
	肢体不自由・病弱	高等部 普通科	3年																																																																															
略																																																																																		

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第32条の改正規定は、公布の日から施行する。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 月 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第 号